

豊田市事業転換サポート補助金交付要領

1 趣旨

この要領は、豊田市事業転換サポート補助金の交付に関し、豊田市事業転換サポート補助金交付要綱（令和4年4月1日制定。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助事業者

- (1) 市内で1年以上事業を営む中小企業者（令和4年4月1日時点で条件を満たしていること）
- (2) 豊田商工会議所又は藤岡商工会、小原商工会、足助商工会、下山商工会、旭商工会、稲武商工会（以下「市内商工会」という。）並びにその他市長が特別に認めた団体のいずれかの会員

3 補助事業

「新分野展開」「事業転換」「業種転換」「業態転換」の定義については、以下のとおりとする。

- (1) 新分野展開に関する事項

イ 新分野展開の定義

新分野展開とは、中小企業者が主たる業種（売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業をいう。以下同じ。）又は主たる事業（売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業をいう。以下同じ。）を変更することなく、新たな商品又はサービスを提供することにより、新たな市場に進出することをいう。

ロ 新分野展開の該当要件

本事業の対象となる新分野展開とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

- (ア)事業を行う中小企業者にとって、事業により提供する商品又はサービスが、新規性を有するものであること。
- (イ)事業を行う中小企業者にとって、事業により提供する商品又はサービスの属する市場が、新規性を有するものであること。

ハ 新分野展開の非該当例

例えば、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する場合、商品又はサービスの新規性

を有しないことから新分野展開に該当しない。また、例えば、次の(ク)又は(ケ)に該当する場合、市場の新規性を有しないことから新分野展開に該当しない。

(ア)既存の商品又はサービスの提供量を増大させる場合

(イ)過去に提供していた商品又はサービスを再提供する場合

(ウ)事業者の事業実態に照らして容易に提供が可能な新商品又は新サービスを提供する場合

(エ)既存の商品又はサービスに容易な改変を加えた新製品又は新商品若しくは新サービスを製造又は提供する場合

(オ)既存の商品又はサービスを単に組み合わせて新商品又は新サービスを提供する場合

(カ)既存の商品又はサービスの提供に必要な主な設備、装置、プログラム（データを含む。）又は施設（以下「設備等」という。）が、新たな商品又はサービスの提供に必要な主な設備等と変わらない場合

(キ)商品又はサービスの性能が定量的に計測できる場合であって、既存の商品又はサービスと新商品又は新サービスとの間でその性能が有意に異なるとは認められない場合

(ク)既存の商品又はサービスとは別の商品又はサービスだが、対象とする市場が同一である場合（具体的には、既存の商品又はサービスの需要が、新商品又は新サービスの需要で代替される場合）

(ケ)既存の商品又はサービスの市場の一部のみを対象とするものである場合

（２）事業転換に関する事項

イ 事業転換の定義

事業転換とは、中小企業者が新たな商品又はサービスを提供することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することをいう。

ロ 事業転換の該当要件

本事業の対象となる事業転換とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(ア)事業を行う中小企業者にとって、事業により提供する商品又はサービスが、新規性を有するものであること。※新分野展開と同様。

(イ)事業を行う中小企業者にとって、事業により提供する商品又はサービスの属する市場が、新規性を有するものであること。※新分野展開と同様。

ハ 事業転換の非該当例

例えば、次の(ア)又は(イ)に該当する場合、事業転換に該当しない。

(ア)既存の事業に必要な主な設備等が、新たな事業に必要な主な設備等と変わらない場

合

(イ)事業の前後で売上高構成比の最も高い事業が日本標準産業分類に基づく細分類の単位で変更されない場合

(3) 業種転換に関する事項

イ 業種転換の定義

業種転換とは、中小企業者が新たな商品又はサービスを提供することにより、主たる業種を変更することをいう。

ロ 業種転換の該当要件

本事業の対象となる業種転換とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(ア)事業を行う中小企業者にとって、事業により提供する商品又はサービスが、新規性を有するものであること。※新分野展開と同様。

(イ)事業を行う中小企業者にとって、事業により提供する商品又はサービスの属する市場が、新規性を有するものであること。※新分野展開と同様。

ハ 業種転換の非該当例

例えば、次の(ア)又は(イ)に該当する場合、業種転換に該当しない。

(ア)既存の業種に必要な主な設備等が、新たな業種に必要な主な設備等と変わらない場合

(イ)事業の前後で売上高構成比の最も高い事業が日本標準産業分類に基づく大分類の単位で変更されない場合

(4) 業態転換に関する事項

イ 業態転換の定義

業態転換とは、商品又はサービスの提供方法を相当程度変更することをいう。

ロ 業態転換の該当要件

本事業の対象となる業態転換とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(ア)事業を行う中小企業者にとって、事業による新たな商品又はサービスの提供方法が、新規性を有するものであること。

(イ)提供される商品若しくはサービスが新規性を有するものであること又は既存の設備の撤去、既存の店舗の縮小等を伴うものであること。

ハ 業態転換の非該当例

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合、商品又はサービスの提供方法の新規

性を有しないことから業態転換に該当しない。

(ア)商品又はサービスの既存の提供方法により、単に提供量を増大させる場合

(イ)過去に商品又はサービスを提供していた方法により、改めて商品又はサービスを提供する場合

(ウ)事業者の事業実態に照らして容易に行うことが可能な商品又はサービスの提供方法で、商品又はサービスを提供する場合

(エ)商品又はサービスの既存の提供方法に容易な改変を加えた方法で、商品又はサービスを提供する場合

(オ)商品又はサービスの既存の提供方法を単に組み合わせた方法で、商品又はサービスを提供する場合

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は要綱第4条別表1に掲げるものとし、その運用は以下のとおりとする。

対象経費	運用
機械装置・システム構築費	<p>①専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費</p> <p>②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用に要する経費</p> <p>③①又は②と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費</p> <p>※1 機械装置又は自社により機械装置やシステムを製作・構築する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置・システム構築費」とする。</p> <p>※2 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業実施期間中に要する経費のみとする。したがって、契約期間が補助事業実施期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業実施期間分が対象となる。</p> <p>※3 「改良・修繕」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械装置等の機能を高めることや耐久性を増すために行うものとする。</p> <p>※4 「据付け」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限る。</p> <p>※5 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象とする。</p>
クラウドサービス利用費	<p>クラウドサービスの利用に関する経費</p> <p>※1 専ら補助事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォーム等の利用費であって、自社の他事業と共有する場合は補助対象とならない。</p> <p>※2 具体的には、サーバーの領域を借りる費用（サーバーの物理的なディスク内の</p>

	<p>エリアを借入、リースを行う費用)、サーバー上のサービスを利用する費用等が補助対象経費となる。サーバー購入費・サーバー自体のレンタル費等は対象にならない。</p> <p>※3 サーバーの領域を借りる費用は、見積書、契約書等で確認できるものであって、補助事業実施期間中に要する経費のみとする。したがって、契約期間が補助事業実施期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業実施期間分のみとなる。</p> <p>※4 クラウドサービス利用に付帯する経費についても補助対象となる(例: ルータ使用料・プロバイダ契約料・通信料等)。ただし、あくまでも補助事業に必要な最低限の経費が対象。また、パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用は補助対象とならない。</p>
外注費	<p>本事業遂行のために必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費</p> <p>※1 外注先が機械装置等の設備やシステム等を購入する費用は対象にならない。</p> <p>※2 外注先との書面による契約の締結が必要。</p> <p>※3 機械装置等の製作を外注する場合は、「機械装置・システム構築費」に計上するものとする。</p> <p>※4 外注先に、技術導入費、専門家経費を併せて支払うことはできない。</p> <p>※5 外部に販売するための量産品の加工を外注する費用は対象にならない。</p>

5 補助対象外経費

次のいずれかに該当するものは補助の対象外とする。

- (1) 建物費、技術導入費、専門家経費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費
- (2) 以下の支払方法によるもの
 - ア 仮想通貨、クーポン、クレジットカード会社等から付与された特典ポイント、金券、商品券(プレミアム付き商品券を含む)の利用及び一部利用による支払い
 - イ 事業実施期間内に支払が完了しない分割払い
- (3) フランチャイズ加盟料
- (4) 電話代、インターネット利用料金等の通信費(クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費は除く)
- (5) 販売する商品の原材料費、文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- (6) 飲食、娯楽、接待等の費用
- (7) 不動産の購入費、株式の購入費、自動車等車両(補助対象事業のみで使用されるこ

とが確認できるものを除く) の購入費・修理費・車検費用

- (8) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (9) 収入印紙
- (10) 振込等手数料(代引手数料を含む)及び両替手数料
- (11) 公租公課(消費税及び地方消費税額(以下「消費税等」という)等)
- (12) 各種保険料
- (13) 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- (14) 事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- (15) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具等)の購入費
- (16) 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費(3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く)
- (17) 事業に係る自社の人件費、旅費
- (18) その他市長が不適切と認めるもの

6 採択申請書の提出

- (1) 採択申請書の提出期間は、令和4年4月1日から令和4年5月13日までとする。
- (2) 採択申請に係る書類はA4サイズ用の紙に印刷して提出するものとする。
- (3) 採択事業計画書(様式第1号-2)はA4サイズで計5ページ以内とする。
- (4) 事業実態等確認書は申請者が所属する団体が作成するものとする。
- (5) 市内における1年以上の事業実績が確認できる書類は以下の通りとする。

	提出物	備考
法人の場合	貸借対照表および損益計算書(直近1期分)【必須】	◇損益計算書がない場合は、確定申告書(表紙(受付印のある用紙)および別表4(所得の簡易計算))を提出してください。
個人事業主の場合	直近の確定申告書【第一表、第二表、収支内訳書(1・2面)または所得税青色申告決算書(1~4面)】(税務署受付印のあるもの)または開業届(税務署受付印のある	◇所得額に関わらず確定申告書を提出してください。 ◇確定申告書を書面提出した方で表紙に受付印がない場合には、税務署が発行す

	<p>もの)【必須】 ※収支内訳書がない場合は貸借対照表および損益計算書(直近1期分)を作成し提出</p>	<p>る、「納税証明書(その2:所得金額の証明書)」(コピー不可)を追加で提出してください。 ◇電子申告をした方は、「メール詳細(受信通知)」を印刷したものを受付印の代用として添付してください</p>
--	--	---

7 審査会

- (1) 計画事業の審査を行うために、豊田市事業転換サポート補助金採択審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- (2) 審査会は、産業部長、農林振興室長、商業振興委員長、経済団体の代表、中小企業診断士及び市長が必要と認める者を審査員として構成するものとする。
- (3) 審査会に会長を置き、産業部長をもって充てる。
- (4) 会長は審査会を代表し、会務を総理する。

8 審査方法

- (1) 審査会における審査は、原則として書類審査により行うものとし、非公開とする。
- (2) 各審査員が、個別に評価(5点満点×4項目)する。
- (3) 審査項目ごとに全審査員の評価点の平均値を算出して、全審査項目の平均値の合計に加点を加え、合計点が高い事業者から順に、予算の範囲内で採択事業を決定する。
- (4) 選考に必要な基準点を12点とし、基準点に満たない事業者は原則採択しない。
- (5) 会長は、必要と認める場合において、事前に関係機関から意見を聴き、審査員にその内容を共有することができる。

9 審査項目

審査は、審査基準表に掲げる次の項目を基に評価する。

- (1) 事業内容にかかる評価(5段階評価)
 - ① 妥当性
 - ② 実効性と有効性
 - ③ 継続性と波及性
 - ④ 先駆性・独創性と費用対効果

【評価点と評価基準(評価目安)】

「5」…特に優れている

(具体性・有効性が非常に高く、極めて大きな効果・波及効果が期待できる。)

「4」…優れている

(具体性・有効性が十分に認められ、事業により大きな効果が期待できる。)

「3」…普通

(具体性・有効性が認められ、事業により一定の効果が期待できる。)

「2」…やや劣っている

(内容の一部、不十分・不透明な部分があり、事業効果に疑問が残る。)

「1」…劣っている

(内容が全体的に不足・不明確で、事業効果を認めることが困難である。)

(2) 加点評価 (1項目につき1点とする)

- ① 豊田市商業アドバイザー派遣 (単にアドバイザーの助言を受けただけでなく、助言内容を実現する取組を行う場合に加点)
- ② 最近1か月間の売上高が20%以上減少
- ③ 藤岡地区、小原地区、足助地区、下山地区、旭地区及び稲武地区で主として行う事業
- ④ 国の事業再構築補助金の申請をして不採択となった事業
- ⑤ 小規模企業者 (常時使用する従業員の数が二十人 (宿泊業及び娯楽業を除く商業又はサービス業は五人) 以下の事業者) が実施する事業

(3) 加点を希望する場合に必要な追加書類等

加点①: アドバイザーから提供された指導書 (指導回数分全て)

加点②: 別紙1「売上高減少証明書」

売上高 (記入した金額等) の根拠となる資料 (決算書、帳簿等)

加点③: 採択申請書の「事業の実施場所」で確認

加点④: 申請状況確認画面を印刷したものと及び申請した事業計画書

加点⑤: 会社事業概況書 (法人) 又は確定申告書 (個人) で確認

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

売上高減少証明書

住所

屋号

氏名

(法人の場合は、所在地、法人名及び役職名・代表者名)

A : 最近 1 か月間の売上高 _____ 円

B : コロナの影響を受ける直前同期の 1 か月間の売上高 _____ 円

$$\frac{B-A}{B} \times 100 = \underline{\text{減少率}} \quad \%$$

・原則として新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和 2 年 2 月以後の月の売上高を比較対象とすることはできません。

・減少率は小数点第 2 位以下を切り捨てて表記してください。

創業・事業拡大用

創業もしくは事業の拡大等を理由として、令和 2 年 1 月以前の月との売上高比較が不適当な場合は、下記のとおり売上減少率の算出を行ってください。

A : 最近 1 か月間の売上高 _____ 円

B : 最近 1 か月を含む最近 3 か月間の平均売上高 _____ 円

$$\frac{B-A}{B} \times 100 = \underline{\text{減少率}} \quad \%$$

・創業もしくは事業の拡大等を証明する資料を添付してください